平成２２年（フ）第６８４号
神奈川県平塚市天沼６番32号ベルウッド芳栄マンション202号
債務者　常松　秀子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６８８号
神奈川県平塚市田村２丁目10番７―732号県公社田村第２共同住宅、前住所神奈川県座間市相武台２丁目4830番地の１　サングレイス相武台305号
債務者　江口　正喜
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９１号
神奈川県小田原市酒匂４丁目２番28―203号第一シャンロック、前住所神奈川県小田原市国府津2904番地　フロラシオン203
債務者　立松　克之
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６９２号
神奈川県小田原市成田656番地の５　ハイツ村越201号室
債務者　大塚　　正
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７１７号
神奈川県小田原市中曽根114番地の３　ビューラー西湘506
債務者　藤巻　　充
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７３８号
神奈川県秦野市室町３番12号　ネイティブⅠ205号
債務者　塚本　友行（旧姓新見）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４１号
神奈川県秦野市渋沢１丁目４番26号　ベルピア渋沢202号
債務者　岩佐　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４３号
神奈川県厚木市鳶尾３丁目１番６―104号
債務者　新倉　勝美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７４６号
神奈川県平塚市宮松町３番21号　ライフコア平塚202号
債務者　レイエスマルヤマまゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５２号
神奈川県小田原市栄町３丁目３番17号　栄荘11号
債務者　川久保元政
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７６号
山口県下松市瑞穂町２丁目11番１―107号、前住所広島市中区西白島町３番３―201号
債務者　西村　和則
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８６号
山口県周南市辻町３番29号　ヴィラ・ドーロ101号
債務者　福本ディヴィナこと　ＦＵＫＵＭＯＴＯ　ＤＩＶＩＮＡ　ＥＲＡＮＤＩＯ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８８号
山口県下松市生野屋南２丁目７番27号
債務者　田中　敦之
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１９２号
山口県周南市昭和通１丁目20番地の３　豊喜ビル402号、申立時住所山口県周南市扇町３番Ｈ―303号
債務者　舛屋　竜太
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３１５号
香川県高松市鬼無町佐藤294番地１
債務者　北谷妃登美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３７１号
香川県高松市香西南町547番地１アビタシオンＮＹＫ204号室
債務者　大角　雅代（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係